

国際ロマンス詐欺に関するお知らせ& 2次被害にご注意下さい

2022年12月13日

東京投資被害弁護士研究会

1 当研究会への年間の相談件数

当研究会への昨年度（2021年9月27日～2022年9月28日）の、いわゆる、「**国際ロマンス詐欺**」（国民生活センター：https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220303_2.html）に関する相談データは以下のとおりです。

相談件数 : 208件

被害総額 : 34億0890万2404円

上記のとおり、当研究会への相談のみでも、30億円を超える被害ですから、相談に至っていない相談を含め、全国規模で見れば、年間500億円以上の被害が生じているものとおもわれます。

マッチングアプリや、twitter・Instagram・facebookでのダイレクトメール(DM)が、勧誘の入口となっておりますから、くれぐれもご注意ください。

2 二次被害のご注意

当研究会は、150名を超える弁護士が所属しており、また、国際ロマンス詐欺に関する検討チームを作り、全国の投資被害研究会とも連携をしておりますが、それでも、国際ロマンス詐欺は被害回復が困難な類型となっております。

国際ロマンス詐欺については、①銀行口座の振込み送金の類型と、②暗号資産（ビットコイン、イーサリアム等）での送金の類型に、大きく別れます。そして、国際ロマンス詐欺においては、当研究会及び関連諸団体においては、

「暗号資産（ビットコイン、イーサリアム等）での送金の類型」では被害が回復された、つまり、金銭を回収出来た事例について、一件も報告がありません

ので、被害回復が容易にできる、若しくは、暗号資産の送金先の調査が可能、として、被害回復を宣伝する広告には充分にご注意ください（東京弁護士会公式ページ：「国際ロマンス詐欺案件を取り扱う弁護士業務広告の注意点（<https://www.toben.or.jp/known/iinkai/hibenteikei/news/post7.html>）」）。

また、「銀行口座の振込送金の類型」であっても、口座の残高はすぐ引き出されるケースが多いうえ、振込先の名義人は、口座を売っているほど資金に余裕がないことが多いため、回収の可能性が高いとは言い難いものです。

なお、当研究会においては、暗号資産での送金類型についても、被害回復のため、引きつづき検討を重ねて参りますが、当研究会において、これらの類型のご相談を受ける場合には、被害回復が困難であることを、充分にご理解意頂いてからの受任とさせていただきます。

国際ロマンス詐欺の被害に遭われた方におかれましては、二次被害には、充分にご注意ください。

以上